

投票に行こう!

立科町選挙管理委員会(総務財政係)

長野県議会議員一般選挙

4月12日(日) 投票日

立科町長・立科町議会議員一般選挙

4月26日(日) 投票日

長野県議会議員一般選挙が4月3日に告示され、4月12日に投票が執行されます。

また、立科町長・立科町議会議員一般選挙は、4月21日に告示がされ、4月26日に投票が執行されます。

健康で明るく、安定した生活を築くため、有権者一人ひとりが自覚をもって投票に参加しましょう。

長野県議会議員一般選挙

投票のできる人

立科町の選挙人名簿に登録されている人です。

●年齢要件

平成7年4月13日までに生まれた人で、住民票に記載されている人。

●住所要件

平成27年1月2日までに転入届が済んでいる人、あるいは、それ以前から住民票に記載されている人。

●町内で転居された人

3月19日以降に町内で転居届をした人は、お手数でも転居前の投票所で投票してください。

注意

・平成27年1月3日以後、長野県内の市町村間で住所を異動された方は、旧住所地(選挙区は旧住所地の属する選挙

区)で投票を行うこととなります。ただし、旧住所地の市町村の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

・旧住所地で投票する際には、「引き続き長野県内に住所を有する旨の証明書」を提示していただく必要がありますので、投票日までに最寄りの市役所、町村役場(町民課又は住民課等)に申し出て証明書の交付を受けておいてください。

・この取り扱いには、原則として県内の他の市町村に住所を1回異動した場合に限られます。

・投票できるか不明な場合には、選挙管理委員会にお尋ねください。

・なお、県外転出者は、今回の県議会議員一般選挙の投票はできません。

立科町長・立科町議会議員一般選挙

投票のできる人

立科町の選挙人名簿に登録されていて、投票日(4月26日)に立科町内に住所のある人に限られます。

●年齢要件

平成7年4月27日までに生まれた人で、住民票に記載されている人。住民票に記載されている人。

●住所要件

平成27年1月20日までに転入届が済んでいる人、あるいは、それ以前から住

民票に記載されている人。

投票日前日(4月25日)までに町外へ転出した人は、今回の選挙の投票はできません。

●町内で転居された人

3月19日以降に町内で転居届をした人は、お手数でも転居前の投票所で投票してください。

投票時間

■県議会議員一般選挙

■町長・町議会議員一般選挙

投票日当日の投票時間は、午前7時から午後8時までです。

なお、第6投票所【蓼科ふれあい健康支援センター女神】は午前7時から午後7時までですので、投票は早めに済ませましょう。

投票の方法

■県議会議員一般選挙

■町議会議員一般選挙

投票記載所に掲示された候補者の氏名を確認の上、候補者氏名を書いて投票します。

■立科町長選挙

◎町長選挙は「記号式投票」

記号式投票とは、投票用紙に候補者の氏名があらかじめ印刷されていて、投票しようとする候補者一人に対して、上部